

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

教育費予算の配分に関する規程の一部を改正する規程

教育費予算の配分に関する規程（昭和48年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長の権限において、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、この訓令による改正後の教育費予算の配分に関する規程第1条の規定は適用せず、改正後の教育費予算の配分に関する規程第1条の規定は、なおその効力を有する。